燕石襍志

弓陸

十二 六郷橋　十三 西江月　十四 陰陽之數
十五 情死　附 聯句連歌　附 家訓稿餘
一 鐘声追考　以下係于追加目録　五ノ下止
二 関羽印追攷　八 ものばらう　十四 鬼神或問
三 土獣追考　九 忘れぐさ上　十五 白波
四 苗字或問　十 忘れぐさ下　十六 名詮自性
五 俗字或問　十一 鍬　十七 伯夷叔斉
六 風俗或問　十二 正五九月 辨補　十八 蛍梟
七 守屋義負　十三 嶋子或問　十九 造化ノ功

15
1493
6

門 15
號 1493
冊 6

早稲田大學圖書館
昭和 35. 2. 1
藏書

奥石雜志巻五之下冊追加目録

前巻に遺漏ありしところ遺漏ありしところを集めてこれを討論せり
巻頭の目録に尋ぬ此後校讐ならば理義全くなる徳目録は前巻に載せり

巻之一第㊁版 奥鑑 抄
同第㊅版附録
同巻㊃版附録
同巻第㊄版
巻之三第㊀版附録
同巻第㊈版 第四章
同巻第㊀版 鬼神論
別録
別録

㊂ 撞鐘追考
㊁ 鬼羽印追考
㊂ 十二獸追考
㊃ 苗字或問
㊄ 俗字或問
㊅ 風俗或問
㊆ 安屋義貞
㊇ [illegible]
㊈ [illegible]

㊀ 忘れうちの下
㊁ 鏘
㊂ 正立九月辯補
㊃ 嶋子考武岡
㊄ 鬼神域岡
㊅ 白波
㊆ 名詮自性
㊇ 伯夷叔齊
㊈ 螢・集
㊉ 造化功

右巻の次第を追ひ出すべき某の巻某の版と記せるの次合せ考へあらんぬ

養石雜志巻五之下冊追加目録完

別録

巻之三第㊈版 重出 附第四章
巻之一第㊂版
巻之四第㊉版 浦嶋 古郎
巻之二第㊉版
巻之四第㊀版 関東ケ言 第五章
巻之一第㊁版 重出 笛字雜 第五章

別録

巻之一第㊉版 物名解 第一章

別録

養石雜志巻五之下冊

江戸　養笠軒　瀧澤解瑣吉述

㊁ 六郷橋

東海道の六郷橋ハ長サ百九間あり江戸を離ること水路江戸の三大橋両國橋千住大橋六郷大橋と云ひたり古の橋ハ元禄年間慶長の出水よりこの壞さるしば〻終に船渡ありぬその圖説東海道名所記大和名所鑑ありて名所図会に詳なり

亦増補江戸道中記ハ元禄の橋百九間あり橋の石のりさ〻り沈〻べき道なりたの方よりあり村を猟師と云ひ橋の川ぶくよりの紀行

新あるなるべしの上より大山へ参る云云

亦春齋先生の癸未紀行ハ寛永二十年十月の記

六郷橋の長篇あり左に録す

六郷橋ノ吟

俗説畠山重忠嘗居于此雖不考二于舊記然東

たぐ川のうぐれ
ありてしかも
百九けんあり
中よりたの方
城池上のだうえ
ゆる九八海よぎん
くうこう・浪海の
ふなつ・風にわを
ずくるあ風ばよ
きれ八浪ばよ
ひくてうあ色
さてそわ
ゆのくもみな
ぎさうり
ひの手ぎり
さしつ

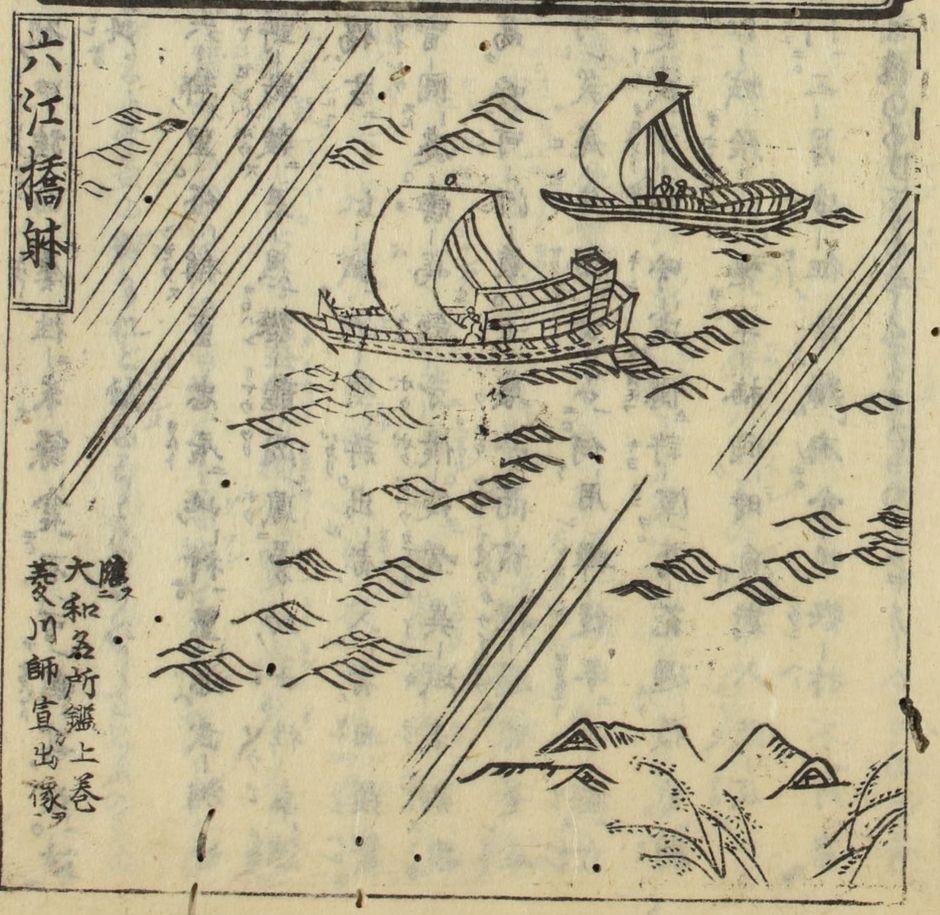

大和名所鑑上巻
菱川師宣画

忠者武別ノ甲族而屢往来録倉不可無其理故
首旬及ノ此
河崎ノ東ノ畔六郷ノ里俗稱重忠居此村重忠武別也
黨長攻城野戦敵君恩攀龍附鳳勇功士往事悠
悠遺跡蜆橋去江城五里許出者入者日頻繁
圖刻候會同處雲馬劔矛僕後嗅異域来朝援
化者萬歳髙呼可汗尊士農工商我程過皆是名
走與剥奪可笑尾生約女子何用禪後弄胡猻玄
霜搗盡朝斐氏丁卯吟成憶許渾菊花過後自斯
出顧親江城殆消魂早拂用時自斯入跂及
江城望衡門二月遠征幸歸府今日歡抃不可言
近代世代多少之稀のあり之多少の稀のあり之多少の稀のあり之多少の稀のあり

月のあるべし此搗杵の鉈屑を砧陀嚢ゝ生とゝ

(三三) 情死

情死の多往古よりあるべしある人の歳よ廢戸左子の戯
ゝゝゝゝこれを古今傳聞よ考れば巻二十五張
ゝゝゝゝその義異なる聖德太子傳雷云二十九年辛巳推古春二月
太子在班鳩宮命妃沐浴太子亦沐浴服新潔衣待
妃曰吾今夕遷化矣子可共去妃亦服新潔衣常
太子副床明日太子并妃久而不起左右用殿戸
遷化時年四十九或說云壬午年誤也云云太子い蓋世の猶齋賢明傳多ゝ
陪會ゝゝゝこれを情死とゝゝゝゝゝゝゝゝ愚按ゝゝ情死のゝゝ
吉野拾遺よりゝゝゝゝ無益の辨ゝゝゝ鍼のゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝゝゝ抄書ゝ

見主殺めをけがりとれいとれ若嘗ありひたもとのくもりなく
主人のれよほめをうばたく行るき里ゐも不便なくめいろひなそのひ
内侍のめの童二の男をえそあてあるさうなもうなもうなもの
なめ人ゝをひそうめのりとくつろゐるゐとれめたとさそひあゐとび
ゐめ舞のうもめをゐゐく女のりとびれゐとりもをいのたを
なうん光さいひのゐうとく返事ゐうゐ送をられば女もとうれく
くゐゐうでうとくゐゐしゐのるとゐれをうとくうひの月ゐれ紙
ゐうゐの内をゐのひ出そのりとくゐうたくあきゐゐんゐうのりひうと
ゐうるをゐひうと更行歌まのとをうゐもみとようらぐゐうひうさうる
きゐよ夜もゐうゐ東の山ゐうゐはゐゐうゐれがひゐゐうゐん又も
ゐゐ自をうゐひとゐをとゐゐうゐひがその後いの女ひうえそうろう
ゐうそ内侍のゐとゐも身ゐそゐうひうるゐうよくゐもさとうれ

さうゐゐゐゐゐをゐうけ内侍ゐもさゐゐゐゐ時ゐそゐゐゐゐこの比ゐ
ゐゐのゐのゐそゐりれとゐうゐゐもれゐゐろうゐゐゐゐゐゐの折ゐゐゐとゐゐれ
ゐゐし女のゐゐより歌ゐうひゐゐゐゐもひゐれどゐゐゐうゐゐは
ゐゐ追ゐゐゐちゐの女のゐゐゐゐのゐゐゐゐもひゐれゐうゐゐ男のゐゐゐゐゐ
とゐひほゐひとゐゐうとゐそゐひもゐんゐひれゐゐゐゐるゐん
を主人ゐゐゐん行ゐゐひゐ未ゐゐもゐゐゐゐゐべゐ又ゐゐゐるべれゐゐもれ
ゐひ時ゐゐゐび人ゐもゐざゐゐゐゐん此世ゐゐゐうゐゐゐゐ後の世ゐひゐう
ゐゐひゐゐひの行ゐ歌ひ出ゐるゐゐゐゐゐゐ二人ゐゐゐゐ

果ゐゐ云云 見二千巻之 第十四篇

ゐ見ひ情死い南朝薇裏の行ゐゐ起ゐ歌謡を癒ゐゐ世の歌ゐを
情ゐ返ゐゐ死を路頭ゐゐゐゐゐゐの凝極ゐゐ論ゐゐゐ

西江月 聯句連歌 附

西江月は東坡の權輿と原赤壁賡美の作銘なり當時これを羨めの格調を倣ひて亦西江月と題し後遂に一體の曲目となる歌事文後集上四云元祐間晁無咎作樂章評云東坡之詞人人謂不諧音律然其横放傑自見曲子中縛不住者蓋渙隱云東坡赤壁懷古念奴嬌之詞語意高妙真一代絶唱曾經御覽重加歎賞賜名西江月云又仁賢七修類藁巻七西江月參考之

彼岡荅の連歌は向本武尊の所作なるの連歌の式は建保年間鎌倉の相鄕の作をもふるめるんべるの端を筆るの連歌の式なる俳諧狂歌のごとく唐山の連珠聯句に擬して連歌の名は出来しもやと思ひしに例せば正字通聯ま ひとつの詩家聯句謂而人合吟斯後相聯也自唐虞歌

下は至漢武柏梁皆聯句之所起或云古無此法自韓愈始詩也といふとそのひとも聯句と唱るこの連珠出来るの後なん連珠は漢の章帝時起るとなん曉山集滑稽傳に荒彼岡荅を引て云神代紀にいはく伊弉諾尊伊弉冊尊天の浮橋の上に立ちたまふて國の極を分巡りたまふて陰神先唱曰喜哉遇可美少男焉云云然是二神却更相遇是行也陽神先唱曰喜哉遇可美少男焉連歌の書にはひとつの例なり俳諧連歌の起るとはいひつるいかなるものをふるめらさんとそれべかるべき辭言も出るべし詩にはいふのごとく狂歌連歌をいふ今人連歌なるは今の俳諧は有かさるべしと俳諧は和歌連歌の上にうつるとはいふ神國ひとつにそなへとそれ佛法既にわたるとはいふよ異なるべしと愛で號すべし

五 陽陰之数 家訓藁餘附 以下係追考

蠡海集云。陽之数一三五七九。陰之数二四六八十

蓋陽之数有首而無尾。陰之数有尾而無首見以陽

會于首而不足于足陰會于尾而不至于首也 蔡氏

曲真子云月之水の精なり日の影を借らざれば光耀なし

られば霜露降らざれば又孩を啓らしめざるなり男

の精を受ざれば婦ともなる

○男女を育するは妄語をもつて妻子に国家治らざる孫の嗣と

なる物なり〻〻なる不和なり妻妾に責罵なべからず口舌繁しくなり

なるべからざる所を補ひたまふ凡一藝に馬なるものは遠く自彎なり宇宙

歌なるものとなるものある歌是井蠡の見なり命は吉凶あり又幸不幸あり

なり取用ちらざれば幸なり世なるべし

○男女を育するは妄語をもつて聚咒の情を禁欲を割ことをもつて

食をえたる號なられを食んとして物をえれば號なられを弄んとして君又

ひとも絶なく禁止するはなり放なる物を捨去れば止りなる妄語を

教なるもとし且なるべし咒なるものれ他のなるものれ彼を憂とするのなり妄語なり

欲なるものなるものは八九歳なるなる衛その妄語なるを嘖なるひい

られを疑ひ或ひられを結なるべし弟なるべし他を弟なるものなるべ

くなるなるは成長なるべし疑妄をなるべし便佞浮薄なるべしそのなるなる

しなる恥をなるべし謝在杭曰。明王禅夫。自祖父以来三世教

なる惟以不妄語為勅可謂有報世之識也已予物なるべ

報なる信ずべし或問なるは雅咒なる対なるべし妄語なるべなるべなるが生平なる

報なるは野の小説はなる妄語なる妄語なるべなるべなるべな

標むきのいのぞや智よ上智のり好智あり辯よ寓言ゆり邪說ありうゝ風諫
ちうを寓言とゆゝ言の理義よ合ふうを妄語といふうを雅兒の物いひおふうろ
られよ数ゆうよあらねどもこ年ゝ〳〵〳〵急蒼きるうゝ物いふ中よ言ゝ
うゝ性相遠く習相ちし妄語の中よ人とるゝゝいめどろ妄語をゆとゞさうん
世の紙もゝ読ゝその荒唐を欺ぶうのいいまゞ莊ゆうをちらざるゆゝ莊ゆゝ所謂
戲謔それども虐をゆゝぐるゆゝくゝちをゆゝその意いよ〳〵深〳〵

○世路ゆゝいそのゆゝよ孝順を願ゞ〳〵富貴を願ゝ養を訓ゞ〳〵て淺
き遠さんゆゝを毋りゝ壻をえらゆゝ〳〵〳〵財を擇ゆめゝとろゆゝとし
賢ゝ人の眉根ゆゝ頻ゝるゝと程ゞ〳〵固よその德ゆ〳〵て富貴よ屋ゝ
蔑く功ゆ〳〵て祿高ゝゆめゝ久〳〵〳〵聚て散ゝるゆゝちゝうゝゝゝゝその財産よ
禍の壻とゆゝ〳〵ゝまゞ知足の二字ゝ禍患を攘ふ神符ゆゝ〳〵

○人の親ゝるゆのそのゆよ婦をえゝゝ生のうちよ初孫をゆゝゝゝそゝ

ゆゝゝゝゝゝれどゆゝ人ゆゝうゝ女兒を遣嫁ゝるゆゝ冒姑のゆゝ〳〵〳〵
ゝゝ然ふいとゝゆゝゝゝゝ惑ひ萬ゆよゆゝ〳〵

○手書淫の癖ゆよ美肢弦撫ゆゆゝ願ゝひよゆゝ〳〵詩歌管絃ゆゆゝねゝひよ
ゆゝ〳〵樓臺山水ゆゝ願ゝひよゆゝ〳〵ゝ書一卷をゆゝとゝゝゝ一卷の益ゆゝ
ゝゝとゝゆゝ百卷をゆゝとゝゝゝ百卷の益をゆゝゝゝ悔ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

○學ゆゝ且世路進ゝゝゝして書を講ふの錄ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝの源をゆゝ究めゝ〳〵ゝ暮ゆゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

○子を教訓とせり凡子を育るものハ幼稚なる物を堪忍することを訓ずべし
子父といへども易びがたい怒の一事なり怒を兼ることハ賞罰正しく
らんことをりんとその子教を従ざる欲
○中人以下の子を育るハ或ハ衣服或ハ器物ハいとれいをとそめ主を
定るべし兄弟迭ニ不足しく貪ることを飽ことをきらんことをもとめ用ひ
事ヲ
○孔子曰。由也女聞六言六蔽矣乎。對曰。未也。居吾語
女。好仁不好学其蔽也愚。好知不好学其蔽也蕩。好
信不好学其蔽也賊。好直不好学其蔽也絞。好勇不
好学其蔽也乱。好剛不好学其蔽也狂。げにや物ごとに戸ま
らざるハ行ふとして道ならざるハ人間日用の所作ハ皆ハ儒
学にあらざるハその蔽を脱ることを弱本の幹へさかるる無をのがるるその根
精長大ならざるハ無も隨ふ志を定むべしと欲今吾悔る所をかく言を以孫に送るのみ
まへ嗚呼ゆるべし

○前巻所述遺漏不敷再辨證之間亦追書或間以列于編左。

鐘聲追考 毋のれこの書の巻の端に候鐘の数を辨じて子午の九つ九と。
九数を逐ひ左右に蟹出せ〜めのしとひしらん童子に諭ゆとをもうさんねのを當初
の博士鐘声を定めしとハ楊雄が太玄経に根ざるるらん彼九八七
六五四ハ律呂の数なり九をハ自然に稱る欲うとねとうに辨證を
太玄経云子午之数九子午九也。子午之数但九。乾燥於初九。子午為子故俱九也。丑
未八丑為十二月。未為六月。亦其衝也。故俱八也。寅申七寅為正月。申為七月。卯酉六卯為二月。酉為八月。辰戌六辰為三月。戌為九月。巳亥四巳為四月。亥為十月。
而倍之。故四十二也。諸陰皆屬
六四而倍之。故三十六。并律呂之数或選或否。并律呂而数之得七十八
也。八則丑未所謂選偶皆

面不得律故或選或否也。凡七十有八律呂之数者也黄鍾之数立焉通其大数。立於此也。其以為一度也。皆生黄鍾。亦云。甲己之数九。乙庚八。丙辛七。丁壬六。戊癸五。声生於日。律生於辰。声以情質律以和声。声律相協而八音生。見于巻之八第十一張亦淮南子巻三天文訓。繫辭巻五。授時暦法。同書巻二十。納音解亦然。

○近世浮屠氏の作る鐘鳴録とのみの律呂を辨ずる精細なと称せその説を学びもてて仏経に据るといふ今これを取らず

○結繩録に云晝夜十二時の数は寅と申を主とす互に陰と陽を呼び陽より陰を呼ぶと寅は陽より申は陰より夜半の時一陽生ずるを申を呼びその数九より故に子を九とし丑より申を呼びその数八より故に丑を八とし寅より申を呼びその数七故に申の時を七とし卯より申に至りその数六故に卯を六とし辰より申を呼びその数五より故に辰を五とし巳の時陰生ずを巳を呼びその数四より故に巳を四とし陽より陰を呼ぶと中に申を呼びその数三より故に午を三とし陽より陰を呼びその数九より故に未を九とし寅を呼びその数八故に未を八とし申より寅を呼びその数七故に申を七とし酉より寅を呼びその数六也故に酉を六とし戌より寅を呼びその数五より故に戌を五とし亥より陽を呼ぶとこれ陰より陽を呼ぶるなりのごく循環して晝夜止とるなり

○何の書に出るをもとも俗説のその本命を七曜とそ数ふるとこれに似たる疑らくいこの説も平が九くに子ゝて九ゝこれを数へるといふ

○童蒙の解易わらんかの理あるに似たれど古書を引くにあらざるを君子取るべからず且くこれを録してもて博識の客を俟

○酒氏物語ることをえてくこころを附るひかの偏則に今と同じからざる張之

ある人のひとりごとに愚按ずるに今の自鳴鐘に蛮製なるくいと後の物なれば論

ゆるべ　その辨五雜組に見えたり　蓮漏は唐の世より出ずしものなれば我朝にてもこれを用ひ
ゐしより後は水漏を用ひられる歟　船にも今も水漏を用ひ情人の所謂滴漏なり　三代実録一に所見あり
天安二年。冬十月八日乙未。云云是日　蓬陽象漏刻盛水銅器自鳴一聲云云　これ蓮漏を用られる證と亦日本紀に云。
天智天皇十年黄書本實献水泉夏四月丁卯朔。置漏剋於新臺始打候時動鐘鼓始用漏剋此漏剋者。
天皇為之始親所製造也　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ　天皇ゆゑ
千載の今日及ものゆゑと有りこれ御恵ゆゑやこれども中葉ゆゑ仏
説を井しく人々法鐘を鑄ゆゑこれを寺門に懸ゆゑ祖先の冥福を祈ゆゑ
之ゆゑ世俗は候鐘或僧侶ゆゑ執行ゆゑ之ゆゑ凡都會
の地今江戸ゆゑ芝。石町。本所　市谷ゆゑ撞ゆゑ鐘の如くこれを都城の四方
に置ゆゑ候を遠近ゆゑ聞ゆゑ　天朝の古記録ゆゑ

この録の辨は前巻に載せたれども追書ゆゑ以下ここに載

これも又有りこれゆゑ可べし
或問曰。ゆゑ時の鐘のゆゑを辨ず　答問は俚俗衣服の新奇を許す
ゆゑの時申の時ゆゑ鳴ゆゑ　ゆゑを辛記より出ずゆゑ　ゆゑの巻は
出ゆゑ予答云を辛記巻七吉野城軍の時大塔宮今の捉え処
あと思ゆゑ切ゆゑ赤地の錦の鎧直垂ゆゑ緋威の鎧のゆゑ已刻ゆゑ
をこれゆゑ龍頭の冑の緒をきえ之尺五寸の小長刀を拔
ゆゑ云云ゆゑ餘ゆゑ

関羽印追考

関羽の印のゆゑ首巻ゆゑ既ゆゑ須臾結耻録をえしより
伊藤仁齋先生の説ゆゑ関帝の像ゆゑ仁齋先生云
曾古硎の三體詩六巻抄を見ゆゑその書の中ゆゑ京都の軍のゆゑ使ゆゑ
唐土へ遣ゆゑ関帝の像を求ゆゑ唐土より其像を求ゆゑその後彼
像を東極芝藥師一名大興寺へ寄附ゆゑ怒中私尚その記を作ゆゑ

記ハうセ〻今伊〻どの寺宝永五年成る京師の災後上吉田神樂岡の東へ迁さんとしたまふこの説ようれば予が首巻に述るる洛の東北院にあり〻勅封の漢壽亭侯の印を室町家の時唐山より関羽の像とともに新に鑄て渡す関羽の廟印ようく後くその印ハ東北院の什物にあるべ見れば物軍の送物なれば俚俗謬伝〻勅封とハいふべからざるを私に紙に打〻て入るハ〻ぐるの穿ぬる〻

関羽が墓ハ蜀の成都にあり大明一統志巻六十七。成都府陵墓部云。関羽墓在府城外。萬里橋南。羽既没。其照烈拓。甚塊葬此。

十二獸追考

十二生肖の辨ハまぐ全言を盡さんとすれ〻ども藁を塗んに大約人の生れ年に十二獸を配るを本命とハいふ孔子家語本命解に根〻歌家語云十二生肖の辨す〻

金匱要略。禽獸魚蟲禁忌部云。十二生肖の辨

又一毋及身本命肉食人神魂不安亦明陸深隨筆云。方言以十二生肖十二辰為人命所屬莫知所起。周宇護毋留齊點書護曰。昔在武別鎮生汝兄弟大者屬鼠。次者屬兎。汝身屬蛇。當時已有此語。北狄中每以十二生肖配年為号。所謂狗見年羊兒年者。豈此皆胡語耶寺所寄老人事引懷秋集可考

○五行大義云十二屬並是斗星之氣。散而為人之命。係於北斗。是故用以為禹春秋運斗樞曰。杞星數為龍馬。旋星散為荒。機星散為蛇。玉衡散為雞。氣魁陽散為羊牛。搖光散為猴。此等皆上應天星下屬年月也○七修類藁云地支者予以庚物豈止十二不全者哉。予舊以地支在

下ニ。各取ル其足ノ一爪ニ。於陰陽上ニ分ツ之。如子雖屬陽。上四刻
乃昨夜陰下ノ四刻。今日之陽前足四爪象陰後足五
爪象陽故也。丑屬陰牛蹄分也。寅屬陽虎五爪卯屬
陰兎缺脣且四爪也。辰屬陽龍乃五爪已屬陰蛇舌
分也。午屬火馬蹄圓也。未屬陰羊蹄分也。申猴五爪
酉雞四爪也。戌狗五爪也。亥猪蹄分也。此或疫我焉。
子之思蛇兎且取脣舌。他物之足爪。亦豈無如十二
物者哉。十二支固屬陰陽。背於時位。上見之易卦取
象亦然也。惟理義之存焉且。如子為陰極出潛隱晦
以鼠配之。鼠藏迹也。午為陽極顯明剛健。以馬配之。
馬快行也。丑為陰也。晦而慈愛生焉。以牛配之。牛有
紙犢。未為陽也。仰乘禮行焉。以羊配之。羊有蹄乳寅

屬三陽陽勝則暴。以虎配之。虎性暴也。申為二陰陽
勝則黠。以猴配之。猴性黠也。卯生東而有西酉之雞。
月八生西而有東卯之兎。此陰陽交感之義。故曰。卯酉
月之私門。今兎紙雄毛則成孕。雞合踏而無形。皆
感而不交者也。故卯酉屬兎雞。辰巳陽起而動作。龍
為蓋。蛇次之。故龍蛇配焉。龍蛇變化之物也。戌亥陰
斂而潛。殺狗司夜。猪鎮靜。故狗猪配焉。狗猪持守之
物也。私憶如此。末見出書。姑存於藁。諸說如此。
予有且いまだその淵源をたづねもとめんとすれども王充論衡ニ十二
生肖の辨あり。又漢趙華少呉越春秋之小呉在辰其位
龍也。故小城南門上。反羽為兩觀。以象龍角。越在
巳ノ地。其位蛇也。故南大門上有木蛇。北向首内示越

屬於呉也。云々亦抱朴子山中卯日稱丈人者
兎也。とうとうとうと

るるうしのうしども是平家滅亡の前象なり所謂妖孽なり志ろ氣を生ん
春秋を引て定公の十五年春王正月郊牛を食しりる蠶蛾と併證
ちんひろまぞやと諸問ろ予ろ答て云平氣物語より引ろぐ日本
紀　天智紀ろ　天皇元年夏四月鼠産於馬尾。
釋道顯在曰。北國之人相附南國蓋高麗破而屬
日本乎。とゝえしるを本據ろて推ろに是彼ろる蠶蛾なるべし
故ひろまとなれば春秋ろ記さん〜蠶蛾は牛の肉を食るるらんとさりと
その牛死ト日本紀平氣物語ホるえしる蠶蛾は馬の尾ろ憑て巣を
作り生ずるものなりその馬斃もて今も人の毛髪へ蠶蛾の憑とゆ志ち
ざるものなりかるれば懼て妖怪ろる馬を牛ろしるに南方ろ行て蛾をる
ことくろに北方ろんきろれども　天智のゐん時ろ高麗破れて北國の
人南國へ屬吉瑞ろり平氣ろあり志ろ義仲起て北國の人南國を犯しの
凶祥ろりその氣の怪をうんるるんるるその吉凶の異なりとなく
志くるうしをろるべ〜且平相國の馬全躰黑くして額ろ白点ありとゆゆゆ
馬相甚ろあるべ〜三國志ろ所謂惡烈の的驢ろ似ろを當時の博士春秋
を引ど又的驢のゐ成ゆさるいとろるるとし怪虚の辨い載て奇異の
説ゆゆり物ろびとろ論どるろ多なるゆゆとゆゆ結るゆのゐれ冷笑ろるべ

苗字或問

或問苗字の苗い何の義ぞ予答て云苗い田ろ田い名ろり字ろ名
日荘園へ被て子孫へ伝るの義ろ　「赤問玉海ろ載られしる難波五郎平尾六
郎眞羽軍記ゆえろる荒川右郎斑目十郎ゆを字とゆるようろ苗い赤
難波早尾荒川斑目を苗字ろとりゆゆ多不審ろの義を辨ろもとゆくとりゆ平菅
ろ云ろ所領の地名ろ難波い備前國ろゆ平源平盛衰記成親卿配所の條下
ゆえ〜ろりその餘の國ろいまぞ考べ所領の地ろるゆ孫ゆ相伝ゆを氏ろ後
ゆ苗字ろいゆ生今ゆ田舍ゆろ私ろ唱る地名を字ろりゆられ土地ろ字ろ云

なる餘波より士大夫の苗字は受くる官職或は所領の地を名まとなすこれを後に伝るより亦按ずるに拾芥抄姓戸録の部に氏と題して猪養
二流 猪井 酒井 菜原 渡辺 日下部 刑部 波多部 建部 桑名 長尾 高田
村田 吉川 渋川 野中 狗久野 原田 邊 末 又無戸姓と題して品治
部 御浦 榎本 本 なとこれらは今の苗字なる似ることの部と稱するを
職名の轉じたるなるを今も姓をなすく苗字となるなを大枝 池原 巨勢
坂本 小野 吉野 坂田 三枝 石野 山田 吉田 本 猪 くしべ 往 荷 姓を
賜はる官名又居住の地名を取る 菅原 本 又地名の一字を
取るなるべしまた苗字は因は本の姓は吉なり 塩乗 津 命の裔 吉 智首は奈良の京
田村里に居れを神亀の初め吉智首を改て吉田連と賜はる 續日本
紀に見えたり 智首は医博士なり 姓氏録に智須久作 士は本の姓は田村の田を去れるなり
蕃例に国々中葉に至て所領の地名相伝の荘園を決して世々家名を稱て

曙そのうちに苗字となれり姓は朝廷より賜はる所なれば面
の後とこれを私に更むべからず譬ば姓氏は実名のごとく苗字は一家の別号な
ども分その居を異にすれば苗字も又隨て異なるべし 天子より士大夫に
至るまで或は離宮或は居住の地名に因て稱号となるなり 天朝の衣
冠その辨一朝一夕にあらず盡しがたし 亦姓名考 五巻 苗字考 一巻 姓氏録 巻末
に皆先哲の論説あり所予或は取或は取らず姓氏録は姓を修するなり
説かりけるに亦問彦を至尊の稱号とするは何の義ぞ答云彦は日子の假字
なるは日の神の子孫とかうんぬるなり亦問官を氏とするは異なるもの
なるか答云上古は和漢その官を姓氏とせり 胡元時にもこれを用ひられ布魯凱
は本畏吾氏なるを廉訪使の命を拜するより廉氏と更るなり 輟耕録
巻之四第四張に元たる亦問姓と戸は別なり答云姓の和訓加婆称なり 四本紀
戸と書は假字なるべし亦問姓を加婆称と和訓するは如何答云

が難く不易の義なり加波良称ふるは骨の義なり姓氏いのほ又祖の皮
骨のごとく一族人ゆゑより今接ぎとるを新撰姓氏録の序に氏骨とあれば骨の義なり
中葉分脈
ゆゑに同意歟亦接ぎとるを尸い姓氏の氏とわかるを氏の和訓うぢと受北
の義なるべしなりれば今の苗字あいかゝへの氏と姓氏い齊一の義なるべし
姓い官より起りて氏い地より起りて氏も起りもめ〳〵後に隨ひて後に分れ
よりてれば姓をあづかり氏をうぢと訓釋をつけられる歌和歌にもあり
の八十うぢかわらとつけたるを亦同秀郷朝臣い大和の田原に生るゆゑ
田原藤太と稱せるゆゑ名傳畧記にみえたるゆゑ田原ゆゑ近江の
沈名ありとなる如何答云近江い秀郷出身の地なり又大和の田原い流上
・右に屬　光仁帝の田原の陵に名結畧記い證とすべし一藤原系圖流
源志大和志亦考べし　再按文德実録巻之八斉衡三年夏四月戊戌云云外従五位下氷
宿禰繼麿卒字宿栄左京人晩入学云云字のくゆゑる追書也

五　俗字或問　或問風の字を風に作る俗考に所謂
八首文にあるゆゑ古字に漢隷字源に風に作る又風に作る俗考に所謂
礼処与亦の字の古體なるが如〳〵亦同榊畑辻杜亦の和字なれいゆゑ
御時にいでゝ出る答云日本紀　天武天皇十一年三月丙午命境部
連石積等更肇俾造新字一部四十四巻とえゝとて今の和字なれ
ども稀に伝れるなるべし和字なれい鱗介に用ひ鱈鱚鯉鮒鮒鯽鮒鯽鮒
鱗鮒ハ漢　鱗ハ和　の餘なれなるべし鱈いその肉の白色を雪に比して鱈の訓
須乃上の一字をとる鯉い堅魚に鮒い氷魚に合して一字に作る又鰑を
須留賀と訓じたる字書に鰑い赤鱸とあれば鱸の訓釋の悟に又海老
海月のごとく出処い漢に体用い和なり警べ世俗悴をセガレと讀とる如
悴い憔悴と熟して憂哀の義に屈原が漁父辞に顔色憔悴形容枯槁
とあるを古義にガンショクヤセ　ケイヨウカレと訓じたり後に混じて憔悴の二字に
セガレと讀ようとして憔の訓をヤツレと悟て悴をセガレと讀する

長その字ハ倖ノ今悴ノ作ル悟ノ正字通ノ遊倖ノ末仕者ノ
ナレバ其比ノ俗ノ今俗ノ部屋ノ俗と唱ルものハ所謂遊倖ノ又今人その
ものをセガレと唱ルも悪ノ不審 按ズルニセガレのレハ□ノ約
ノレとハ拙部ノ義ナルベシ ハ悴ハ假字ノ訓ハ悟レ前ノ
ハルベシ 和名ノ必新古ノ別 榊畑 畠俵 叔裸 杜辻 聽 宗ホノ数
字ハ古書ノ所見ノ抜 排 脇 躬 噺ホ古書ノ所見ノ 俵ノ訓メワラ
東藁ノ紙ノ訓モミ 穀ノいまゞ 舂ノ訓ウツホ又 窄 巣
ノ字ハ片假名ノウツホを合タル 楠正成ノ造ル ノ造ル 塩 嚢 抄
ノ競ノ聽ノ訓ヤガテ この字ハ ちゞめて 古 平記ノ見えたる 裸ハ國史ノ
ノ裸ノ出タル 裸ノ訓ウハモ上裳ノ前垂 ノ前垂 ノ似タリ 裸ノ
草を衣ノ代ルノ 裸ノ解ハ愚按ノ 友人 後静菴ノ 俵ハ正字通ノ悲標切標俵散 ノ
字ハ 亦同 ハ八月ノ 坐 ノ歌答テ云 孔子 家語 執轡 篇

風ヲ為ル虫。故ニ虫ハ八月ノ而生スとあるを王充論衡ノ八月ノ作ル
字ハ ノ字ハ ノ又 偶蟲 ノ二百有六十。一ノ人ノ為ノ長。とハ語ノ象
語ノ牧隷ノ生ルノ曩ノ論衡 瓊博物志ノ引ク家語ノ
ノ字ハ 再按ノ亦鎗ノ稲田新發意ノ遺ノ 或ハ遺ノ 遺ノ和刺ヤル又 カフト讀ム鎗ノ
ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ ノ字ハ

風俗式向

式向 男女髪ノ束ネ方ノ曩ノ その 家語ノ
中ノ婦女ノ古畫を見ルに髪を束ねて衣服ノ摸様を染ノ明暦以後
ノ画像を見ルに髪を束ネ 貴ノ婦人ノ髪を結ヲ 欽子荅
ノ云日本紀ニ 天武天皇ノ十一年。夏四月乙酉。詔曰。自
今以後。男女悉結髪。十二月三十日以前結訖之。
結髪之日。亦待勅貢。とハ又和名抄ノ髪。和名須恵髻
音結。和名毛度由比とハ女ノ髪を結ブものとぬりもの
但近世ノ婦女ノ髪を結ザル欲黄ノ物語ノ昔ノ常ノ女達偏光ル

小袖着る女性拵女昔い考況物縞の類を着たる常のさと風俗殆ど
変なれど又帯たゝくられも可き者にあらずとあれば髪もよ結ひさげて市井
の婦人と混ぜざるもうるさうる歌古画よりえらび拵女の画像よりあり此衣を
縫とゝろれよ縞をも襲うるあり昔〻物語の絵よ合せ赤面男よ
の月額剃のゝいぐれの時よりぐまり苔云月額い内鬼を透てん方よ梳無
景時がとぐむとひ侍くたれど慥なる西見なるいぐれよも鎌倉殿軍のゝ
よ起ゝるゝんを平記巻の五大塔宮熊野落のゝ戸野兵部をたのを

[illegible]よ此兵衛なるもの不審なげゝ彼見の顔をほゝゝとうら笑り
けるよ庄岡八郎矢田彦七めゝ熱やゝゝ故沖を脱て側よゝ置実の山
伏なるれば月額の跡めゝきなるゝ云。月額のよ物よ書たるとれちゝ歌
友人修静菴ぬゝの歳くさるゆ絵い馬をらくえせんみよその色を焼とあ
ゝびそれよ擬ゝて挟毛焼とゝるゝんゝ月額の二字もゝ荘よの馬蹄篇よ

ゝえたりとゝゝ今按ゝるゝゝ頭毛焼ゝ多ゝ頭をゝえと読と鑑
頭の和訓ゝゝゝえのゝを畧ゝゝを如ゝ通ゝゝとゝゝゝの如くゝえのき
を畧ゝけをのよゆよゝゝゝと唱月額の二字を當たを今俗い月代と
書その義ゝよゝゝ意ゝ　荘ゝよ馬ゝ蹄篇云夫馬。陸ゝ居則食草飲
水。喜則交頸相ゝ靡。怒則分背相ゝ踶。馬知己矣。夫加
之以衡扼齊之以月題一名聊本文を抄出ゝゝ童蒙のみるゝと
ゝれば男子のゝゝゝゝも昔い五すぐゝを残ゝゝ俗よ丘髪と唱今百日髪
と唱る類在匠よゝえたをゝの丘髪と唱るゝも月額よ考ゝゝるの
髪ゝゝを出ゝるゝべゝ且その丘髪い左平記よゝえたる東切の餘風ゝり
左平記巻ゝ十四矢矯路鳥坂ま越竹原合戦のゝとゝの所を考ゝべゝ
赤向唐山ゝゝ頭髪を剃とゝ剃とゝ胡元の時ゝゝとゝとゝをゝれども
和漢の僧尼頭髪を剃除ゝゝゝゝ

の比をあらく答云 淮南子 卷十六。説山訓カ 便剣モ至
伐 大木 非斧不充 とぞ申れば剣カ漢已前 うまれ
往古備尼の法 ゆゑ内官ハ髯を剃ぬ漢霊帝の時十常侍乱
髯をたれ内官ハ殺されたり所見あり内官の髯剃
ゆゑ しかるに朱者へ

屋義貞

成阿子が奥神餘論 組守屋の子をいとて抑守屋ハ忠臣故
守屋ハ忠臣なれども予が臆度をもくられと史伝 考れ
さの馬子蝦夷と異なるとの譬ハ不治の義朝清盛逆臣の譬
られり蘇我氏亡て守屋ひとりて朝権をとりその梟悪蝦夷 劫る
ゆゑ 馬子 蝦夷が権をとりゆゑ
力のたらさるゆゑ亦是譬を後ゆゑ朝その最なり北條義
時が威権を制ゆゑ且山背大兄王 義盛 相似

謀全りゆゑ翼寡よりて王子廿二人一朝入鹿 攻殺 最恨 べし
蝦夷 を悲歎 ゆゑ 入鹿 至 その暴極 天神地祇 蘇我大臣一家を剿
蘇氏 起る大 ゆゑ
ゆゑ亦同 義貞朝 後の守屋 義貞
利殿 勝 兵権 その梟雄尊氏直義 奇 云
新田殿 忠臣 後醍醐院足利殿 親 親王 山門 出
義貞朝臣 聊 恨 気 一宮尊良親王 時 東宮 奏
越後 起 ゆゑ 有 操 ゆゑ 亦 公
重遠 論 南朝 三忠 正成 藤房 義貞 豈
朝 人傑 和漢今昔 稀 忠中楠公 誠忠
武侯 配祀 諸葛 隋 譲 百世 慶

[illegible]の和漢の兵法の両道の[illegible]向楠公の死後の勲功をのべ[illegible]正三位の中納言を贈られたるべし江田系譜のべられをえうと言葉[illegible]友人の[illegible]をさもあるべき事ぬべし

[illegible]

[illegible]嗚呼[illegible]戒を信清汗の江戸の人韓の興也乃解が曾[illegible]

[illegible]嶋の道より[illegible]延宝元禄の詠草立[illegible]

詠草数百首[illegible]

[illegible]

蔵む正徳六年丙申十月廿八日七十餘歳にて没[illegible]

[illegible]今[illegible]と累[illegible]世[illegible]

[illegible]物[illegible]十が一二をえらめり

関路震

[illegible]

社頭花

[illegible]賀茂の社の[illegible]寺花[illegible]世の番[illegible]

卯花

[illegible]の[illegible]ねよ咲る山里の[illegible]の月の新[illegible]

遠村卯花

暁[illegible]杜鵑

[illegible]中鄙公

[illegible]宿梅

[illegible]枕

[illegible]五月雨

松[illegible]涼

野径秋夕

閑居友[illegible]

[illegible]庭月

貴[illegible]懐[illegible]

浄信[illegible]月

[illegible]入[illegible]月[illegible]

[illegible]音[illegible]

[illegible]雨[illegible]

[illegible]梅[illegible]

[illegible]小[illegible]

[illegible]浪[illegible]

[illegible]杜[illegible]

[illegible]秋[illegible]

[illegible]世[illegible]

[illegible]山里[illegible]

[illegible]鶯[illegible]

月前遠潟

月流水

檜上月

月

秋の夜

九月十三夜月ありて五十の歌うたへ

氷

霧

炭竈

横衣

寄篭恵

秋月よ神の小潟の霧ちれあめの浦よ身ぞ残主て

秋ふかみ山のこずえ染ぬ人身のたちいでぬ法の河瀬よそとも

名月日山のげれい西よ入身のたちいでぬ法の河瀬よそとも

月いでゝ今もなぐさの里の檜名をたづきもとうるる

山端神ぞ名ぬ綾の世ぐうみも新潟よ迷ひ身をとるる

秋の世ぐちれ澤よ松りけるまぐ的世ぐ鹿ぞ鳴くうみる

月も名残ちれもうぞのこめけぐらぐ森ちれ秋の歌の

氷ゆ雪の跡ぞ水うれて谷のうたうのめちうぞ

来世ぐ弥る柏の音さえて歩すの桃うあられふるう

難馬山雲ちうく道絶ぐ雪の消ぐ人の家 法の

ちやまう世ぐ雪ちの日数ちうあうくも表うぞちひ

ちうく雪ちうあひうるいうけれをちうぐうめ法の声

妻よ世ぐれて雪とふその月ぐる追善の花

ちうぐ雪ちうく弟妻阿弥陀仏の六字をちうぐうあ

ちうあ行ちうみてうあちぐを

人の侍さくさらちうちうこうのりの水ちうちん

竹結びもくちぬ茶の結ち家と消ち人で悪しき

わさちのをちうけ行ぐ迷ちる名をもぐ雪家ぐてうる

みちうるをいうちのちぐ身のあちるゆ月ちうをせ

たちうねのちみ山ちみうぐうみてうあちぐを

仏ちいくのあちぐうこぐ河ちのい秋の渕ちとうて家れ

霜ぐれの草茶ちとうも消ち身のる名ちを苔山ち名

高砂の松いあちうし年毎ち五百万代のちうぐうをひく

元禄八年の春先君追福のあち釋尊の木像一軀

安

門

弥

陀

佛

その墓ち結ち

秋のちうを流

を造り〜あかつきせごとうけおこりたりしころ
二部の法華経を書写〜たてまつりそのもとの
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今年頭

蟬

大母寺大念仏供養

天明戊申の春□□が
□□に入るを賞す

寛政六年考批の遠書
半紙面忘過善

小女追悼

新樹

蛍

涼牛

更衣

蚊帳

夏雨

蟬なるめ 糧 千石や 小米 粥

さくらぢや 月かすみ流れの人の声

舟 繋ぐ 流れの 渓や 梅 ころ 忘

百草の あさま 数 ころ 藤 乃 たち

めしものの 仏 を 拝 ま 花 乃 迹

巣 ころ ぢ ころ 棉 さみ しや 妻 の 面

大和 峰 を 紅 ころ 庵 ころ 紫 この 巣

羽蟻 ころり 誰 が 後 の 世 や 捨 草 都 堅

ぬ さ ぬ ぬ ぬ 出 ぬ ぬ れ や ぬ ぬ 見

ぬ も め え 頭 紡 の み ち ら ぬ り 日 ぬ

四 夢 と 起 ぬ ぬ 鹿 や ぬ ぬ 猫

ぬ ぬ ぬ や 出 ぬ ぬ 出 ぬ ぬ 流 映 ぬ

桐葉 驚 秋

秋風

紅葉へ行る
人々俳列せる

初雁

九月十三夜

寛政辛亥紀行

寛政六年
病後の吟

寒 念仏

天明戊申歳暮

寛政三辛歳暮

老 橋 も ひ り で 帰 ぬ 女 こ の 外

ぬ ぬ ぬ ぬ 袖 を ひ と の 猫 ぬ ぬ ぬ 深 ぬ

敷 の さ え や 桐 一 葉

蛍 風 の 母 ぬ ぬ ぬ る 曙 称 ぬ ぬ

ぬ ぬ ぬ ぬ ほ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ 秋 の 雲

ぬ 雁 や ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ぬ ほ ぬ ぬ 苔 の 蔭

花 の 散 る 芦 ぬ け 船 や 後 の

ぬ ぬ 帰 ぬ や 日 ぬ の 里 の 雪 ぬ ぬ

年 ぬ ぬ ぬ ぬ 五 搭 の 蜻 も 拂 ひ け

寒 ぬ 仏 あ け ぬ ぬ ぬ や ぬ ぬ ぬ ぬ

起 ぬ ぬ ぬ の 撞 や ぬ ぬ ぬ 町 ぬ ぬ 戎

家兄 弾の興春 忘克亭雞忠と号ぬ志ぬぬら 経

[illegible]ありとよべども風雅の道をも[illegible]ぬる[illegible]の帯をしめ[illegible]
牡歌を[illegible]〜透原近勝と[illegible]れしものもありし天明六年丙午ノ八月
病[illegible]と二日だにもあらずして月ごろの四日を[illegible]享年二十
二歳〜[illegible]その[illegible]を戒

人日

七ゝさや七日八人のひめ[illegible]
春江如陸　鳥めげるめとゆりめくる潮干この外
市中白雨　[illegible]や犬もめけむ人の門
[illegible]

弁慶画賛

歳暮

人ゝ[illegible]の市
[illegible]

天明五巳月上旬

天明五六月吉

[illegible]る歌のいろ[illegible]
[illegible]

天明六年七月

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一ニ音夷短矛名也。可ニ為ニ工具之義ニ未ニ詳。亦ニ云。斧ハ不ニ木ニ
器也。澤名云。斧ハ有ニ高下之跡ニ斧ハ此平ニ其上ニ也。（以一和名抄説）
（ハ）その用今の斧と同じくして柄を造るものく斧和名抄に載る所の
と似くり和名賀奈ともいひたるなるべし今の斧ハ元なるものく
おくれど故に上之右中之右の用ひ方ともいちじるしかり

（五）正五九月辨補　七修類藁云。今官府ニ任ニ毎ニ忌ニ正五九月ニ
遠見南史術家皆無ニ所ニ據。予思ニ三月之建乃寅午戌
也。寅午戌屬ニ火。臣音商。商屬ニ金。恐火之尅於金故忌
之。未知是否。記ニ此以俟博識ニ。われば我邦の俗正五九月ニ
婚ニ忌ニ嫁ニ人ニ三月ニ任ニ上ニ之ニ忌ニ之ニ惟ニ考ニ之ニ

（五）嶋子考或問　浦嶋が子の事ハ前ニ巻ニ粗諸説ニ辨證ニ管見ニ
述たりしかれども猶ほ考ニ之ニ引ニ人ニ之ニ頗ニ詳ニ之ニ

ひとしてその記精細なるものと載ル日本後紀の本文ニ曁ニ
をしるすものハ史ニ引ニ説ニ証ニ且後紀ニ之ニ
考ニ之ニ盡ニ之ニ ところ ニ

日本後紀巻十八。自天長元年至同三年

天長二歳十二月辛丑。云。今年浦嶋子帰ニ郷ニ　雄略
天皇御宇入ニ海ニ至ニ今三百四十七年也。浦嶋子者丹
後国水江浦人也。昔釣得大亀。変成ニ婦人ニ。閑色無雙。
即為ニ夫婦ニ。被ニ誘ニ引ニ終到ニ蓬莱ニ。通得長生。銀臺金闕。
帳繡屏。仙樂隠ニ風。綺餌彌ニ月。居之三年。春月初暖。群
鳥和ニ鳴。煙霞瀟蕩。花樹競開。向ニ帰ニ郷之計。婦曰別ニ仙
之所。一去難ニ再來。縦帰故郷。定非ニ往日ニ浦嶋子為ニ

親舊強催歸駕婦与一ノ篋曰。莫開此若不開者自再相逢浦嶋子到本郷林園零落親舊悉亡逢人問之曰。昔浦嶋子仙化而去漸過百年爰慨然如夢於邯鄲心中大惟開匣見之於是浦嶋子忽衰老皓白老人不去而死○方技列傳引續浦嶋子傳曰。備極仙嶽之樂不知歲月推遷久之生桑梓之念女知其情教浦嶋子還于人間臨別封玉匣贈之而誡曰。若欲再相見慎莫啓視也。浦嶋子上船俄頃至蓬江浦詣其舊里則殺邑易周一無相識者浦嶋子彷徨會見洗衣老嫗問己親故嫗曰。不知也。吾年一百七歲嘗聞古老傳稱曰。往昔是地有浦嶋子釣澄江浦一旦乘舟去終不歸乘云浦嶋子悃然自失乃開玉匣有紫雲起於匣中俄而顔容衰萎變為老翁浦嶋子恍惚彌日。錬頓神棲息巖阿不知所終傳曰。

按釋日本紀引丹後風土記曰。伊與部馬養與謝郡司。作文記嫗子事傳于世云而無所見云方技傳第一

釋尊聊の古事談を編述たるなるべし伊与部馬養が作し浦嶋子伝と

なるの世なるべし何よりそれその事荒唐まゝ信用ならぬものゝ

極墨紀よ浦嶋子の事を載られ詳在別巻と記されし四字ハ注者の

言なるべく本文も裏書なるべきゆゑ推量たるべし愚意ハこゝなり

前巻よ述たる

○武内宿禰の書の第四巻よりが論辨たる浦嶋子ハ捜神後記よりかゝれ

たる根頑なるを擬たるゝんとしたるもの根頑ホハ数百年の後ゝ

なるべく故郷よ帰たるよりあるゝどその二百年の後よ帰りしとの説ハ何の書ホ

根ゝる予答云られい丁令威王質ホゞゑを擬したり捜神後記云。丁令威本遼東人學道于靈虛山後化鶴歸遼集城門

○有鳥。丁令威。去家千年。今始歸城郭如故

民歌不學仙家疊遂高上冲天今遼東諸丁云。

甚、先世幷仙者但不知名字耳。これ寓言なり入て哉也」とこれを注とべ丁令威仙を學んとて靈虛山に入りしより曾日をたゝず既に數百年を經たりけるを僅に二三年のゆくとなりて頗る故郷を仰慕し仙家を辭して遼東に歸るに星移物換てたゞ六親あるのみ時に少年輩丁令威が形貌の奇怪なるを見てこれを射んとせる程に丁令威驚て嘆て有鳥有鳥丁令威云とうち賠諧て終に空しくなりしといふ

常言に鶴は仙人の騎なりとゝ化して空を去て有鳥有鳥丁令威

一説に山林は禽獸られを栖とし仙を學ぶものは山林を出ずとなり

を鳥に比したるなり遂に高上冲天とゝ云その形を見のがし丁令威が

數百年の後に故郷に歸りしとも亦浦嶋子の三百四十七年を經て故

郷へ帰りしとゝ同もその類相似たり 和漢同年の寓言なり 仙

のりの妻なるをもひ忘れ既に數百年經るをもかへりみず日夜恋慕し

ゝ故郷へ歸るとゝ云その凡夫と異なるとゝ平生のゝ志ゝ

飛蓬萊仙宮に入りしとも長壽なるこんのゝ凡仙を學び真を修

しとゝ穀を出ずるは遠く六塵を避んとなり聲色香味觸の物を

怒に隨て人例をゝ桑の仙人ゲ女の腹の皓白をとゝ墮落しゝの類

なるを予嘗かりの丞質山に入りゝ神仙の棋を囲ひをゝるに伐柯こゝ

嘲ゝ笑ゝ歩るく家に歸れば既に百年を經たり浦嶋がゝ蓬萊山

に遊ぶこと三年辞して家に歸れば三百四十七年を經たり夫仙宮にあり

く或は百年或は三百年を経るも人間の一日一年のごとくなるべし数百年も甚短し〜ものごとくなるべし長生不老ともいふべきものなれば八九十歳を経をくられば見くい老耄〜〜昨のごとくも忘る況とその〜〜時のごとく忘却とられらの人の思慮を費さるるなるべし上壽を保ちがたくのごとくなるの長生も益なし〜〜五六十の中壽よ終るとも弱官なり苦學よりく諸史百家の書を渉獵し故を温て新をたづぬ数百歳の仙公翔水優游たり〜富貴栄極めて〜慾尽れば老の到るなんとをおそる始皇漢武のごとき仙を学て仙を羨故よ愚人仙を羨ぶ博物の人を羨むのを赤松浦嶋がなめる夢野の鹿のごとき小説なり〜〜〜

靈帝の中平元年張角といふりの幻術をもつて愚民を惑はし遂に三十六
萬人をあつめ謀叛ちらぶ皇甫嵩らこれを破りぬ張角ハ張道陵が餘流
みて世をしのび黄巾の賊らこれをもつぱら角が殘黨西河の白波谷とのゝ
竄をおそれもちらぶ刼掠をなすとちらぶ時の人らこれを白波の賊といふ
呼れば白浪と書くその義を稱ざるゆゑ和訓ちらるるこれぞ俗名

後漢書列伝卷之六十二可考

名詮自性

人の名よつをもつて禍福吉凶あるらん既よりをきものの壥囊抄
紙えしよその名粗載ものり玄昉僧正渡唐しつ猶別の知周大師を
法相宗を習ひ帰朝の後紫の観音寺供羅の日左宰少貳廣継が夷
ちられて生るぐら雲の中よりをく頭ハ奥福寺の唐院みぞ蔵たるを
遷ちるの義絶つ遷りぬ又蓋信僧正ハ本覚大師と號号のハ

本覚紙紙ハ山門ちり新撰ちしつ四大師の外有べら
ずとつちらんのひぬ亦むり有圓同音憂怒
渇の愁ハ沉を嚴周供奉をハりちらん唱謡りてゲニ供奉とのゝが絶ハ
ゲニ人よりぬ宜秋門院の御名を定めちるところ蕣光中納言任ル
とのゝ御名をまのちちられたりをを靜憲法師ちして曰白氏遺文ハ
性子行とのゝ文ハ彼のゝ文ハ御名いぶのらんとちしたりけれど
九條殿用ひのゝ番くを孝さをのゝ敦綱のをく覺を
さるのゝ行ちるべしとも思ひんがをくちるとのゝ白氏の任ル
行ハ狐の女ハ化て男成惑ちる行るその男猟ハ出るとく女を馬の前
ハ騎て帝り倶しく行犬ちの女をうんて抱ひて咲ひ落ちらを作ル
文るべし行とハ行歌とを渇歌斡の義ちり任るの位名を用ひ
いぐをちまんぐ亦 應神第一の皇ハ仁德天皇を大鷦鷯ちるとちら

第八の皇子を葺總別尊とまうし給ひ水鳥鵜へ小島より葺を大
鳥ありとて爭ひあのりをわしまくが葺いまる猪のひるるを 仁德ハ賢王
まくをわたりつゝ 武烈天皇まく御禽絶のひ葺總別皇子第四世のかん孫
繼體天皇幸まく 擇出されて天日嗣を受のひ今まその御禽まり蘊書今
按ずるに仁德の生まれつゝ木兎産殿まつりの日大臣武内宿禰まを
生したりまるを鷦鷯その産室のうね 應神のまうして風俗彼とをとをの
えらと宣わまく皇子を大鷦鷯と名付け武内宿禰が母を木兎と呼しの
まり日本紀 應神記まえたを木兎ハ鴟梟の種類まく惡鳥まり鷦鷯を
小鳥をさんばを木兎宿禰のまを平群真鳥 雄略 清寧二代の大臣をし
後いまるぐ元人まえを加之守屋蝦夷の両大臣滅亡のをちを武内のまを孫衛ゝを
妻激しく終を小鳥の前象を沿脱まを亦 仁德ハ賢王まくをしまをしまを
十一代のまを 武烈まを王を悪虐を德まをしまをその畜の後さをのひねまを

らんも悪鳥の前象を脱のハさしまをしまを亦沿得三位藤原藥まを備大政大臣
藤經の女中納言藤原縄足の妻の ハ三男二女のうその長女 平城天皇太まを
まをしまをしまを選ばまく宮まをその後藥まを東宮の宣旨をを外内
亦出入しまをしまを 天皇らんまを私ためのひとをのまを行まを 朝恩日まを淫して
好邪をまをまを 嵯峨天皇の大同五年 太上天皇平城まを西まを勸まを
らををまを成らを不側の形まをを未なんとまを行まを藥まを裏惡の己まを帰まをまを
脫ぎまを仰藥而死と日本後紀まをまをまをまを名藥まをまを後まを竟
まを毒藥まを自殺をまをまを名詮自性まをのをを亦西住の佐藤義清が乳僕
まを 遂史まをんをまを又憲清まを作まを 義清或ハ則清又憲清まを俊成家集をまを西行の建久元年二月十六日まを年ス諸書まを卒する
年を載まを今台記百練抄まを義清保延六年まを西行の建久元年二月十六日まを年ス諸書まを卒する
備とあまを年七十とのまを文まを據まをまを推測まを年七十三 保延六年の秋義清出家しまを東まを赴く
らん西住も又祝髮まをまを後まを遠江國天龍灘をまをまをまを
の巷まを尼ぬのまをまを西住いまをまを追ひまをまをまをまを西行 初の法名圓位 ハ猿まを

隱ニ生産を送り西住い終ニ住をくえもんどのうりぬ行と住の象既ニこの名
のあるを似くり亦尼子右衛門佐晴久の家臣ニ山上狼石勇ニこの猛者永禄
二年石見國新原の役ニ兵粮竭て飢渇ニ迫り主従八人牛を食し
ゆえり財狼牛馬を食ニの象くめる類穿鑿ニ及ばざるものあるべしされ
ども其の形を論じ是ハ多くの象あり徒もろくの祥ありといへんハ牽
強附會のゆえ浮説も又おかしかるべ朱温いまだ黄巣が徒なり唐ハ陳
ゆ重用ゆえ王宣武軍節度使ニ拜任せられて名を全忠と賜へり
このゆえ温竊ニよりかの全忠ハ人もし中ひろうたんるべ尊るべ
意中ニ欲びしかるべ被もの梁王ニ封ぜられ天子を挾て諸侯ニ號令し
竟ニ唐祚を移しけるゆえ唐ハ代史演義全ハ入る後ハ王ニ後ハ公なみそ
人ニ後ハ入るべどその附會の説なるべし亦皇嘉門院のもん名を聖ま
ときに幼聖の上のけをもちいたまと聊ば恥王子とおもうべけんまま

それ事をなる人難しと云聖の下のほ定ハ王ニ仁也仁ハ
ものも読ばいまだ仁ものを学ばずんば敢とものいまだ仁ものを学ばずんば敢
く産のひつ果てこれ生るまでありまもりとある物ニよりて按ずるに
聖い耳ニ後ひ是ニ後の字ハ恥い後て字書ニ亦是附會の説
ばしばれいそのうえもの大ニ及ひとりて名をうべんべ

信義象假類の五ツあり春秋桓公六年九月
丁卯子同生。左氏傳曰。公問名於申繻對曰。名有五。
有信。有義。有象。有假。有類。以名生為信。杜預註若唐叔虞魯公子友以德命
為義。杜註若文王名昌。武王名發。以類命為象。杜註若孔子同生。首象尼丘。取於物為假。杜註若
惠同昭輕。取於以為類。杜註若子同生。有与文同者。不以國。杜註國君之子。不以官。
自以本國名也。不以山川。不以隱疾。杜註隱痛疾。不以畜性。不以器幣。杜註
不以玉帛。周人以韓事神名終將韓之。杜註君父之名因非臣子所宜稱。然礼
既卒哭。以木鐸徇曰。舍故而諱新

金鍬妻之祖而肆新死者。敬之以肆事神。高祖留不敢斥言。故以國則慶名。杜註國不可易。故慶名。以官則

以山川則慶主。杜註改其山川之名。以畜牲則慶祀。杜註名豬則慶豬名羊則慶羊。以器幣則慶禮。晉以僖侯慶司徒。杜註僖侯名司徒。慶留中軍。宋以武公慶司空。杜註武公。司空。慶為司城。之君獻武慶二山。杜註二山。具敖也。獻公名具。武公名敖更以其鄉名山。是以大物不可以命。人曰。是生也。与吾同物。命之曰同。杜註物類也。謂同可

[illegible]の大意を[illegible]愚按神代紀伊弉諾尊。伊弉冊尊。共議曰。吾已生大八洲國及山川草木。何ゾ不生天下之主者。於是生日神。號大日霊貴。[illegible]徳を[illegible]

[illegible]命。所謂義也。又曰本紀一書説豊玉姫化為八尋大鰐。復帰海郷。留其女弟玉依姫持養兒焉。所以兒名稱彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。以彼海濱産屋全用鸕鷀羽為草葺之。而鸞未合。時兒郎

[illegible]生焉。故因以名焉。[illegible]を以生[illegible]を信[illegible]疾[illegible]亦應神紀。誉田天皇産之。実生腕上其形如鞆。是背皇大后為雄装之貌。鞆故稱其名謂誉田天皇。注上古時俗。号鞆曰褒武貌。[illegible]鞆[illegible]名[illegible]丘[illegible]仲尼[illegible]所謂象[illegible]亦仁徳紀。大鷦鷯天皇生日。木兎入于産殿。明旦誉田天皇乘大臣武内宿禰語之曰。是何瑞也。大臣對言。吉祥也。復當昨日臣妻産時。鷦鷯入于産屋。是亦異焉。爰天皇曰。今朕之子与大臣之子。同日共産。兼有瑞是天之表焉。以為取其鳥名。各相易名子為後嗣也。則取鷦鷯名以名古子。曰大鷦鷯皇子。取木兎宿禰名以号大臣子。曰木兎宿禰。[illegible]の生[illegible]奥を饋る

りのあり（孔詩ニハ鯉ニ孔ヲ穿ツ）ことそうれよ名ばかりく鯉とうるはすど所謂物ゝ
取るを餘とむこうこうれこ亦日本後紀。嵯峨天皇韓賀美能
神野ニ云云。大同四年九月乙巳。改伊豫國神野郡為新
居郡以鰐上韓也。こん魯獻公具山を廢し武公敖山を廢
せこよおこど。諸よ名い主人よ後ろとのこと。この後ろ不祥の物を
ろく命くべせうこど縄実名ろうこうこと牡角を取ゝ号ばるくこどさいれ内
納とのりのいむりまるこど文字を交ゝくこうれさく諱んいうれみるこのを
とこうべ〜

再按ずるに上古い鯨鱠をみこれと唱日本紀崔をさこれと唱たるこうん
古事記ニ云ヘリ
大鯨鱠天皇の大まい大田本大初瀬の大のこと尊大の
義ゝ崔い鯨鱠こうこ方ゝ化るこのこうんば大さこれと唱たるこのこ前巻
よこ〜たる事が大鯨鱠の説いまこど穏ろうこどもこるやう繁くこうよ追

書〜こうこ博識の客を俟のこ第一巻怪力神の篇を今〜こるこ

七 伯夷叔齊

伯夷叔齊い謚ろり或い夷齊い名こうこ〜尋ね嘗うれを疑
ゆこ七修類藁を閲こるこそこのこうこと抄録〜こ遂忘こ俗人化長
男を伯こいふ伯夷 伯魚のこど〜又孝こるこいの長男こうこども家督こ兼
綱りのを考こるこいの漢の天子代くの稱号こ孝の字を被こ唱こうこと
義を取こり墓碑こうこど孝こ某ここるこうこ〜竊こ疑ひ怒ふこの
こうこれ孝の字の義を解こざる故こり次男を叔こいの又ゝ第弟ある
ここの長男を伯こ唱〜次を仲こ唱〜末を季こいの往く古史こ元ゝ
亦孫こ稱〜こうこ稱こるも家督の人こ限れを魯の叔孫季孫孔子曾子の輩こと一友人こ
らば孟の男子の稱こいの大この説こうこ稱号も周末戦國の時こう滑れこう史伝こ
○明ノ仁ー宝ゲ七修類藁云嘗見論語疏引春秋少陽篇
云。伯夷姓墨名允。字公信。叔齊名智。字公達。伯長叔
次。夷齊謚也。胡明仲以為。彼以去國隱居終身又

為之謚哉。如伯一仲伯一忽ノ名也。予以既為之名則少異所云姓名。又何謂哉。或者死後人謚之耳。且謚法曰執心克莊曰齊安心好靜曰夷廢可加也。惰少陽篇不知是何書也。後又見孔叢子註夷齊又墨胎氏。名初字。子朝。韓詩外傳。呂氏春秋同

螢梟

螢の和訓火太郎なるゝ既くよりこと再按ずるに唐山にて蛍の別名を丹良とゝのゝしるゝと丹良と音ちがはこれらはその義丹のごとくなるゝ又梟い不孝の鳥にして雛うまれて父母を喰んとするの気ありとゝ和名抄にも梟食子食父を食ものの義なるゝ然れども悪鳥もまたそのなるゝをゝのゝとゝ要鳥ゝゝやはりたるとされば物の情い奪ひべるゝとゝ予鶴見へ赴くに途中茶店の簷に梟の雛を架とゝくこれを畜ものゝ問ひけるその母簷を去ること十歩ばかりを梅樹の枝にをりて茶博士がいふ彼母鳥殺ゆるとゝをうたがひ

ゝゝゝ去らざる夜い通宵餌を運ゝくるの雛を殺ひめくれば又梅樹に退ゝくゝ暮ゝくをまつとゝゝゝ夫梟の性の悪なるものは憂ゝその子成忘るゝ人とゝれをゝへゝゝ彼が患苦をゝゝくゝゝゝ快楽とゝゝゝ抑何のゝゝゝゝゝ予ゝゝゝゝゝ

生を禽獣は山野に生ずる所の草木に類して全身に羽毛あり鳥の形は
鳥の類の色は草花に似たり魚鼈は水中に生ずる所の波濤に象て總身に鱗甲あるが如
且草木に生ずる虫は草を食んで長髯あり獄土に生ずる虫は土を食
うをあり手足なし鳥は陽物にして天に象てその卵圓しとをあり
高く飛ぶは陰物にして地に象てその卵方しとをあり深く潜る草
木は地の附て叢生すれども木は火を生じ草は夏に熟して故に菓蓏は天に
象て圓しと人は形を天地に稟たる故に頭の圓なは天に象て足の方なる
は地に象る且天に九野あれば人に九竅あり天に五行あれば人に五臓あり天に
五星あれば人に五指五孔あり天に四時あり人に四肢あり
十二節あり使ひ天に十二月あり人に十二節あり三百六十日を制すれば人に三百六十
節を使ひ天地は六合に位し人は六親を綱とし天に六気六府あれば人に
六腑六畜あり天に温涼寒燥湿の五気あれば人に淚涕唾の五液あり

天に日月あれば人に耳目あり天地風雲を起すに人も亦気息あり風は炎
景巨京霹靂寒暑の八等あるが如く人は呼吸・語・言・哥・哭・笑・怒・歌・哭・笑・怒
を雲とし肺を気とし肝を風とし腎を雨とし脾を雷とし天地と相参ず
るが如くなれば故に陰陽激するときは霹靂して人怒るときは声を發
し且声は四に生じ陽気の發して天に時あり霜露を降すが如く人も時有て汗する
ときは天に雨雪を降すが如く人も時あり涙を流すに天に列宿あれば人に
骨あり地に河海あれば人に血脈あり地に土あるが如く人に肉あり水は土を生じ
血は肉を生じ土は石を生じ石は金鐵を生じ肉は骨を生じ骨は歯と爪を生ず
地に草木あれば人に毛髮あり陰陽相別れて剛柔相成て萬物形をなすが如く
頑気は出て精気は入とあれを知るべし多く人のたぐめて形をなすが如く
気は蛇鱗虫水の諸虫となり精気は乃血肉となる天地二気あるときは日月
離れて人に二気正気邪気あるときは疾病を生じ水竭て壤荒れ血衰て肉脆し土

乾くときは草木枯槁し血衰るときは毛髪抜落て水委して壤の積となり山
となり血巡らずして肉の累る所瘤となる少しの石なりけれどもその壊崩るに骨
なりれば體をなさず天地陰を結ぶときは霜雪を致し人心陰を結ぶときは
怒禁ずれば陰の陽に勝ときは霜露なれども陽の陰を干すときは汗流るゝ多
その緊緩なるときは人を小天地といふ天地は固より私なし春なれば暖く
夏なれば熱く秋なれば冷く冬なれば寒くして萬物を化育せんとのみ
なり天地は天に順ふのみ栄天に逆ふのみ亡び人生れて静なるは天の性
なり感じて後に動くは性の欲なり物至りて神発ずるは知の動くなり知と
物と接してまた好憎生ず好憎形をなして知外に誘むき己に反るときは
天理滅ぶ己に反るときは人慾の私を去ることなく人は形を天地とそなへたる
心を天地と齊しくなすべき情欲の外に誘むきられば故に至人は人を
もて天に象り物をもて化しその情を不失道に達するを私なきの德人す

絶ちて足らざる天地は寛に換ることなきは聖智の量なきが如し凡人動
もれば凡智に引かれて聖人の心を推量し利害をもて得失を論辨し
成敗に就て義理を猜忌するものなり管子を窺ひ見て燕雀は
鴻大鵬の志を知らん禹の聖たる人にもあれども其の酒を悪て
後世に譽をとどめ聖人も及ざる所あり桀が悪人にもあれ
ども其の色を造りてこれを後世に伝るが如き悪人にもその美とすべき
所あり故に聖人は紫の朱を奪ふことを悪み鄭声の雅楽を乱ることを
悪み利口の邦家を覆すことを悪みあるべしいまだ人は萬物
の霊たるものなれども鳥獣と異なるなし仁義礼智忠信孝悌の人を
なるものなれども人は人を立てんとすれば禽獣草木なほ及ばざるこれを禽獣に比べ
ば鸞鳳の聖あるこれを草木に比べれば松柏の貞あり草に蘭菊の芳
あるを小知は大愚を矢とすれば人愚直なれば身を喪まで過をなすに智あ

まこと庸にして寡りれば其の悟あれども才あり学ぶに小きことなれども其の慧大きくして学ぶに難なるものなれども勉て成すに難なり勉成すに難なり

あらぬ行ふことの難なり陸梭山が格言に曰貴い聖賢たるより貴たいなり

富い道徳を富むことを富るなり貪いまぐ道を守ざるより貪ることなり

幾い恥をあらざるより幾たいなり方蝯峯も亦云道を弘るを達士といふ

分を安くせざるを窮といふ志を一時に移るを夭といふ百世に芳流するを

壽といふと云ふ感激して且身の不肖を羞て帰して己れを責めら

警しめるなり

○この書を校じをるに尾張の松田老人より書を送て発明もとありて書記して送忘れ

伊勢安田樂能の記に云ふ田樂の番組に勞田の長吉の門の能とあり予が年来引用して所々に松田氏の云熱田大神宮南門の額い縦四尺餘横一尺四五寸春敲門の三字を大書にその顔今見る熱田の神官丹波但馬の家にあり相伝て小野道風が筆なりと云ふ蓋この勞田のあらぬやとおもふ所あれば勞田い熱田の誤なり印本にも勞田の春敲門の能とあれば必ずこれを考正ざるべからずと書を送られ告まされる嬉しまるまでこれを書つく然るに一字なの所ようとありられ

完

燕石雜志卷五之下

此編摘生平所管見、筆記於恍惚之間、集以備遺忘、藁成猶覺詐舛、將去其煩、搦管未果、頃浪華書肆文金堂、謨書以刊布之、屢辭屢乞、而其事急迫、竟不能脩飾、古人有言曰、舍豺狼而問狐狸、盼夜光而寶燕石、於此書亦云、

文化六年己巳肇秋端四　飯台　簑笠漁隠

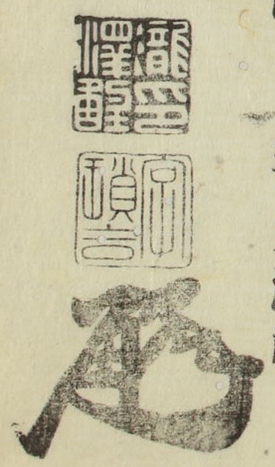

燕石雜志引用書籍目錄

日本書紀　續日本紀　日本後紀
續日本後紀　文德實錄　三代實錄
古事記　舊事本紀　皇胤紹運錄
神皇正統紀　水鏡　增鏡
大鏡　延喜式　日本紀竟宴和歌
聖德太子傳曆　本朝文粹　神樂催馬樂歌
和名類聚鈔　台記　玉海
百練抄　愚管抄　職原抄
法曹至要抄　公事根源　拾芥抄
三十六人歌仙傳　古事談　續古事談
東齋隨筆　竹取物語　伊勢物語
業花物語　大和物語　清輔袋草紙
今昔物語　宇治拾遺物語　古今著聞集
小世継物語　十訓抄　俊賴朝臣家名
撰集鈔　西行物語
徒然草　撰集鈔　塵囊抄
文郎花物語　徽書記物語　萬葉集
新撰萬葉集　異本文郎花物語　新古今集
拾遺和歌集　古今和歌集　千載和歌集
夫木集　金葉和歌集　兼盛家集
京極右衛門集　家持家集　墨景集
三十六番歌合　山家集　嵯峨集
元亨釋書　七十一番歌合　參考保元物語
陸奥話記

保暦間記
源平盛衰記
平家記
細細要記
南蘇記傳
室町殿物語
大系圖
姓名解 宇野三平
名物六帖
猫房
契沖雜記
年山紀聞
平家物語
東鑑
應仁記
桜雲記
鎌倉管領九代記
波合記
姓名考
讀史餘論
下學集
和字正濫要略
醒醒隨筆
神巷說苑
長門本平家物語
義久記
足利治乱記
鎌倉大草紙
吉野拾遺
新撰姓氏錄
人名考
苗字考
幸苗遺志
契沖阿社
南遺志
青臺獨語

愛宕物語
東海記
本朝逸史
簠簋抄
淀河百首題狂歌集
五元集
佛龍論 雲程
温古錄
大和名所鑑
江戸總鹿子
昔昔物語
金平草紙

雙六紀行
三正俗解
飛因考
新猿樂記
業一本
後撰夷曲集
類林子
物見車
山別名迹志
江戸名所記
都歸江戸咄
江戸道中記

靜齋隨筆
結毛錄
學語篇
俗說辨
犬筑波集
山之井
備誓傳
頭陀物語 京傳
雍州府志
江戸古鹿子
東巡
難波鶴

諸賈物語宝記
一休咄
秘苑要術
名殘友
增補越後名寄
易經
論語
莊子
呂氏春秋
揚子太玄經
淮南鴻烈解
述異記
新著聞集
曾呂利咄
丸鑑
競接
海嶋風土記
禮記
孔子家語
春秋左氏傳
史記
山海經
王充論衡
演文錄
人倫訓蒙圖彙
諸藝左子記
彼岸接
御伽嶋流
好古日錄
尒雅
孟子
戰國策
孫子兵法
吳越春秋
抱朴子
白氏文集

唐國史補
酉陽雜俎
搜神記
拾遺俗考
夢溪筆談
會真記
輟耕錄
陸深春風堂隨筆
續神咒志
大明一統志
孝經列傳
說類
天宝遺事
博物志
搜神後記
古今事廣記
蠡海集
續齊諧記
劉伯溫連珠
相宅要說
漢隸字源
七修類藁
事物紀原
五雜俎
高濂俗事二
續博物志
御說雜字
仁宗帝勸學文
瑯邪代醉篇
燈花占
冬夜箋記
神咒志
正字通
列仙全傳
事物異名
草木子

事文類聚　　隋確類書　　類書纂要
古今類書纂要　　書言故事　　百川學海
五車拔錦　　清川蟹錄　　日知錄
黃帝素問　　宋版傷寒論　　金匱要略
本草綱目　　科註法花經　　法苑珠林
祖庭事苑　　翻譯名義集　　鼇頭各門奥
遊仙嵐　　萬曆版演義三國志　　東本演義三國志
聖歎本演義三國志　　水滸傳　　唐五代史演義

隋史遺文

通計二百三十八部　和書一百五十六部　漢本八十有二部

若夫和漢稗史及俗書戲冊皆君子之所不取也事有源有委可以考古者收載書目識者當自

發行

江戸日本橋通壹丁目　須原屋茂兵衛
同　淺草茅町二丁目　須原屋伊八
同　日本橋通二丁目　山城屋佐兵衛
同　両國横山町三丁目　和泉屋金右衛門
同　芝神明前　岡田屋嘉七
京都三條通升屋町　出雲寺文治郎
肥前佐賀白山町　紙屋總右衛門
大坂南久寶寺町　櫨並屋小兵衛
同　心齋橋備後町　近江屋平助
同　心齋橋通南久寶寺町　伊丹屋善兵衛
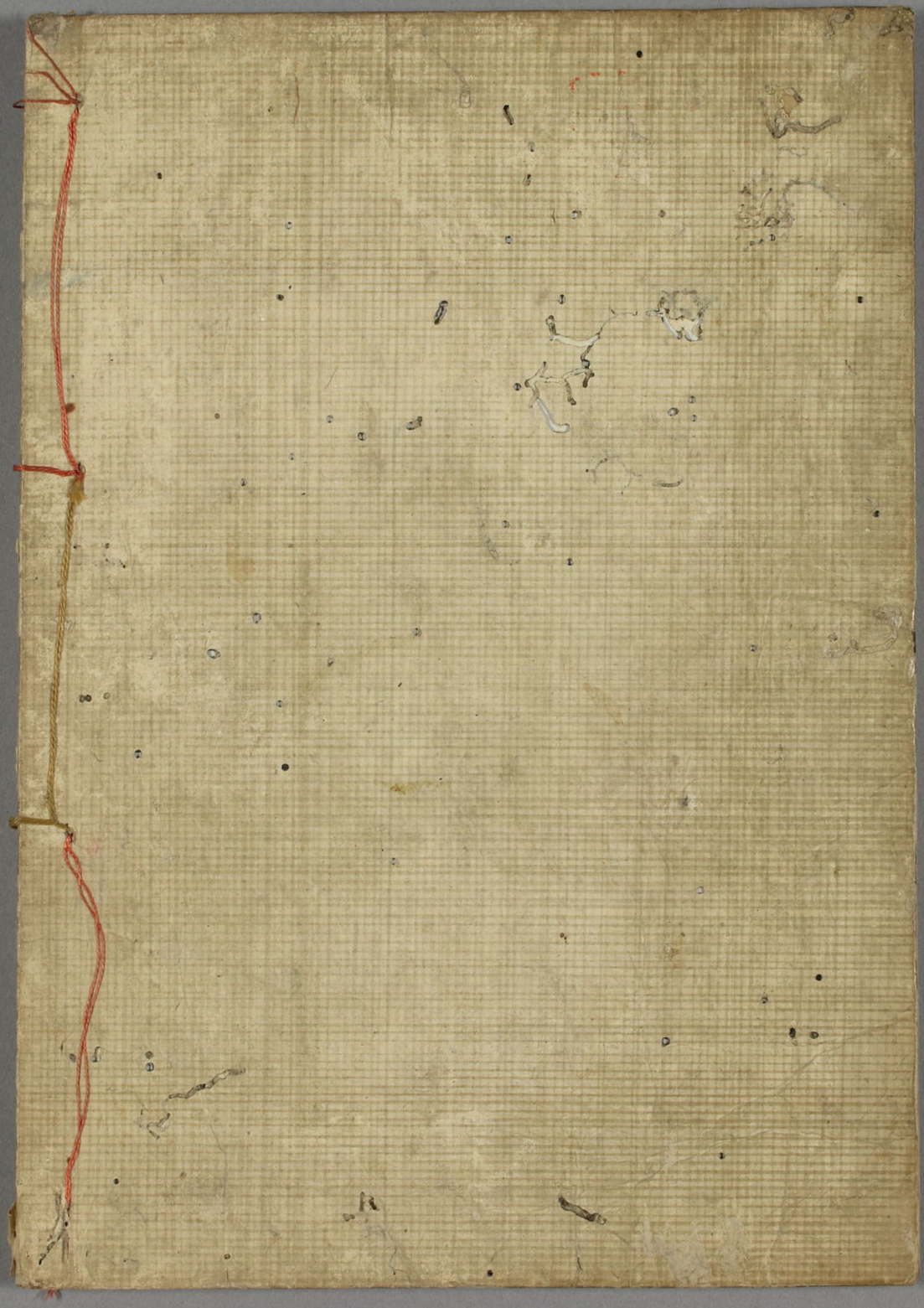
書林